

桜川筑西 I C 周辺地区開発業務代行予定者選考委員会要項

(趣旨)

第1条 この要項は、桜川筑西 I C 周辺地区における住宅地整備事業に係る公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）において、提出された事業提案書等の審査を適正に行うため、桜川筑西 I C 周辺地区開発業務代行予定者選考委員会（以下「選考委員会」という。）の設置及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 選考委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、桜川市土地開発公社理事長（以下「理事長」という。）が任命する。

- (1) 桜川市土地開発公社役員 3名以内
- (2) 大和駅北土地地区画整理組合設立準備会役員 2名以内
- (3) 有識者 2名以内

2 委員の任期は、第5条に規定する所掌事務が終了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第3条 選考委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の中から理事長が指名した者とする。
- 3 委員長は、選考委員会の会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 選考委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開会することができない。
- 3 会議の議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 4 委員長は軽易なもの又は特に緊急を要するものの議案については、持ち回り審議をもって選考委員会に代えることができる。
- 5 委員長が必要と認めるときは、第5条に規定する所掌事務に関係のある事項について、専門的な知識又は経験を有する職員等の出席を求め、意見を聴取することができる。
- 6 会議は、非公開とする。

(所掌事務)

第5条 選考委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 事業提案書等の審査に関する事務

- (2) プレゼンテーション及びヒアリングの審査及び選考に関する事務
- (3) その他プロポーザルの実施に関して必要と認める事務

(報告)

第6条 委員長は、業務代行予定者の選考結果を理事長に報告しなければならない。

(守秘義務)

第7条 選考委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 選考委員会の庶務は、桜川市土地開発公社事務局において処理する。

(委任)

第9条 この要項に定めるもののほか、選考委員会の運営等に関し必要な事項は委員長が定めるものとする。

附 則

この要項は、令和元年10月21日から施行する。